

ID: 3

担当部署: 総務部総務課

処分の概要	退去命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市庁舎管理規則 第8条		
例 規 番 号	平成13年規則第11号		
【根拠条文】 (庁舎の使用又は立入の禁止) 第8条 庁舎を使用し、又は使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、庁舎管理者は、使用若しくは立入りを禁止し、又は庁舎から退去を命ずることができる。 (1) 正当な理由なく凶器又は爆発性物質等の危険物を持ち込もうとするとき。 (2) 粗野若しくは乱暴な言動で他人に迷惑を及ぼし、又は庁舎の施設若しくは設備を破損するおそれがあるとき。 (3) 著しく庁舎での通行を妨げるおそれがあると認められるとき。 (4) 職員に面会を強要し、又はけん騒にわたり秩序を乱す等公務の円滑な遂行を妨げるおそれがあると認められるとき。 (5) 正当な理由なく庁舎に居続けているとき。 (6) 前条第1項の許可を受けず、又は許可の条件に反し、若しくは庁舎管理者の指示に従わずに同項各号に掲げる行為を行っているとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日